【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年３月22日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　堀　泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目８番１号
【事務連絡者氏名】	野呂　俊夫
【電話番号】	03－5524－8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型） （愛称：アジアの恵み）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）

（ファンドの愛称を「アジアの恵み」とします。）

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

① 追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

② 委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話・ＰＨＳからは　03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞http://www.skam.co.jp

（５）【申込手数料】

① 申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.7%（税抜2.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
（購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

④ 上記①の申込手数料について、消費税率が10%となった場合は「購入価額に2.75%（税抜2.5%）を上限」となります。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話・ＰＨＳからは　03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞http://www.skam.co.jp

（６）【申込単位】

・販売会社が定める単位
・取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2019年３月23日から2019年10月18日まで
（なお、継続申込期間は、上記期間満了日前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。
※販売会社は、以下の方法でご確認ください。
委託会社への照会
ホームページ　http://www.skam.co.jp
コールセンター　0120-781812（携帯電話・PHSからは 03-5524-8181）
（受付時間：営業日の９：00から17：00まで）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

② 各営業日の午後３時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

③ 韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日のいずれかに該当する場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

④ 当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

⑤ 振替受益権について

・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

⑥ 投資信託振替制度について

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

アジア（日本を除く。）の債券に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

１）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券(債券)） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注１）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注２）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

＜商品分類の定義＞

○「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

○「海　外」…目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「債　券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

＜属性区分の定義＞

○「その他資産（投資信託証券（債券））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの

○「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの

○「アジア」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアの資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

○「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特色1　アジアの国債を中心に投資します。

投資対象国・地域（2019年1月末現在）

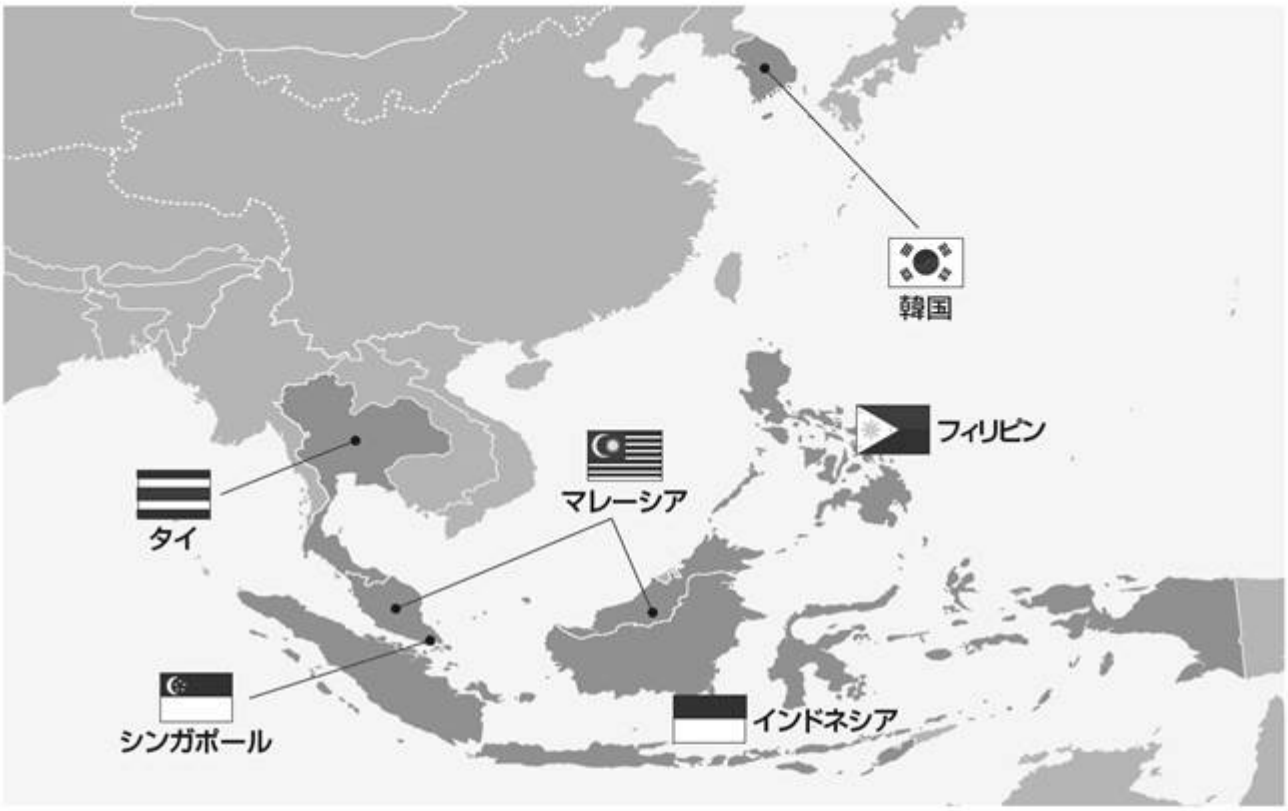

※上記の投資対象国・地域は将来変更となる場合があります。

特色2　利子収入と通貨上昇による信託財産の成長を期待できます。

先進国に比べて
相対的に高い金利水準

アジア経済の高成長を
背景とした通貨上昇期待

アジア債券の
高い利回りを享受

＋

為替差益期待

主な収益の源泉

（参考）アジアの金利および為替の状況

アジア各国・地域の10年国債利回りの比較
（2019年1月末現在）

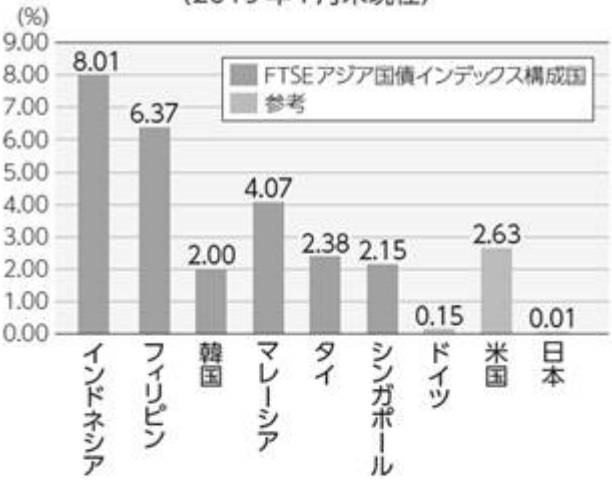

出所：Bloombergのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※上記の国・地域の債券を組み入れることをお約束するものではありません。また、推奨するものでもありません。

主要なアジア通貨の為替推移
（2010年8月末～2019年1月末）

出所：Bloombergのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※上記為替推移は、2010年8月末日を100として指数化したものです。

※実際の投資国・地域とは異なります。

■ 運用方針

◆新興国を含むアジア地域（日本を除く。）の外貨建ソブリン債券※1および準ソブリン債券※2への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。

◆FTSEアジア国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）※3を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。

◆自国通貨建債券のほか、米ドルなどの外国通貨建ソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合もあります。（米ドルなどの外国通貨建債券に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建となるように外国為替予約取引等※4を行います。）

◆実質的に、アジア投資対象国の通貨に投資しますので、アジアの各通貨の為替相場の影響を受けます。アジア通貨高の場合は、値上がり益を享受することが期待できます。

◆外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※1 ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。

※2 準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50％を超えている企業が発行する債券をいいます。

※3 「FTSEアジア国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

※4 一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります。直物為替先渡取引とは、資本規制を実施している通貨への実質的な投資等を目的として、取引時に決定した取引価格と決済期日における実勢直物価格の差額を想定元本に乗じて得た額を米ドルなどで決済する取引です。直物為替先渡取引は、通常の外国為替予約取引と比べ、市場の需給や規制の影響等を大きく受けやすく、為替予約価格が理論上の価格からかい離する場合があります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（参考）FTSEアジア国債インデックスの構成国の格付状況（2019年1月末現在）

投資国	S&P	投資国	S&P
インドネシア	BBB-	シンガポール	AAA
マレーシア	A	韓国	AA
フィリピン	BBB	タイ	A-

出所：S＆Pのデータをもとにしんきんアセットマネジメント投信（株）作成
※自国通貨建長期債格付

特色3 毎月安定した分配金をお支払いすることを目指します。

◆毎月の決算時（20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。
下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。
分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ

※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）
※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。
※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配方針

■ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
■ 収益分配金額は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

追加的記載事項　収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

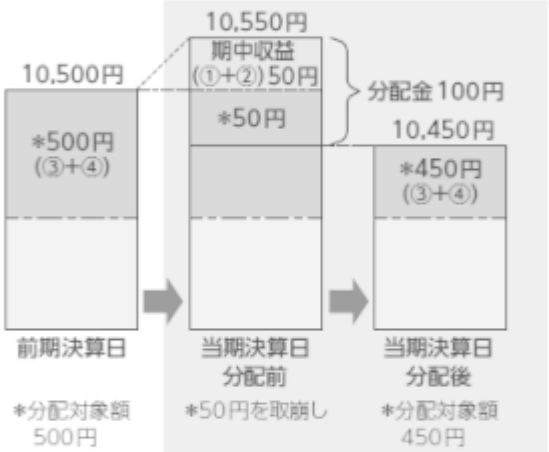

前期決算日から基準価額が下落した場合

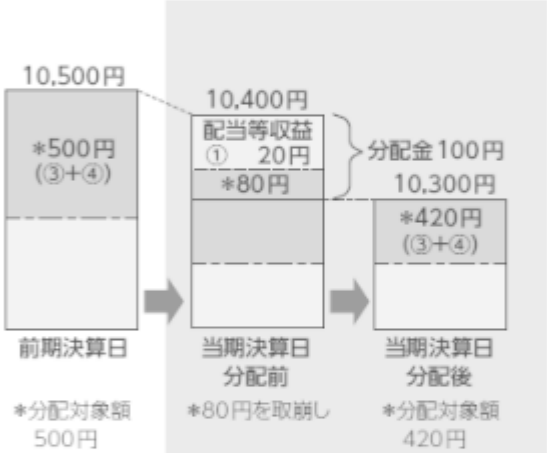

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

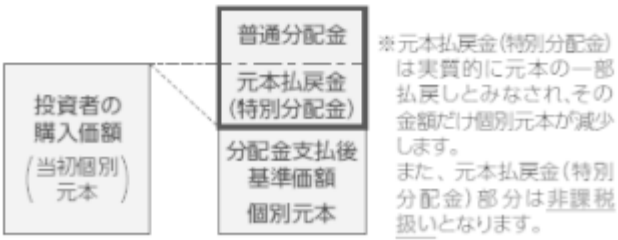

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

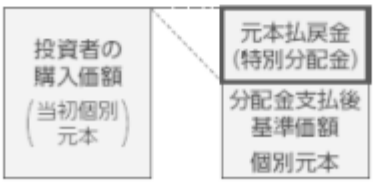

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ 金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると
債券の価格は値上がりします。

一般的に金利が上昇すると
債券の価格は値下がりします。

※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ全額を外貨建資産に投資します。

■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は
円ベースで上昇します。

円高になると外貨建資産の価値は
円ベースで下落します。

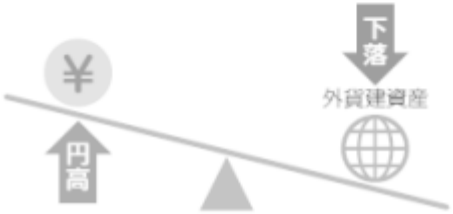

※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み

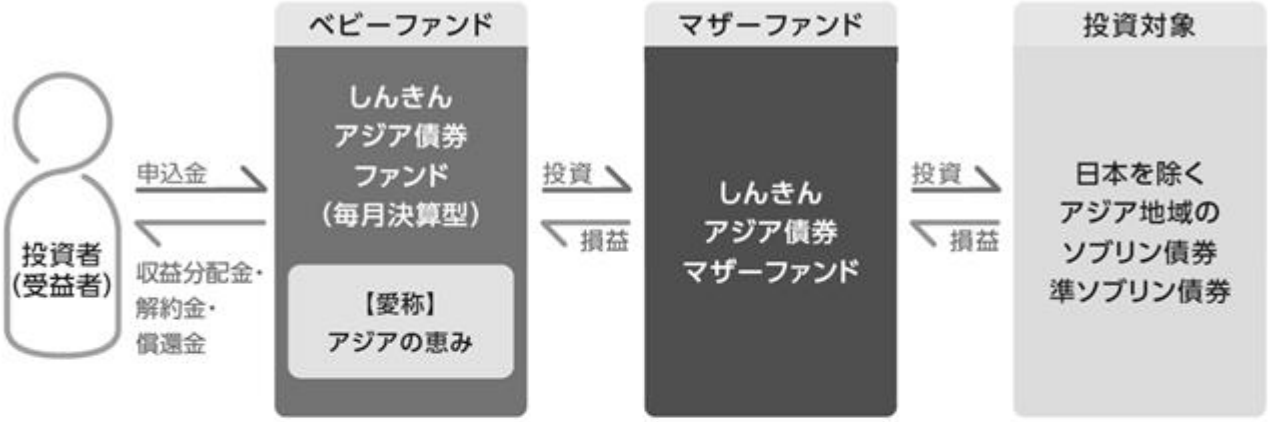

投資者の資金は、しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんアジア債券マザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

●株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％未満とします。
●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

Copyright 2019, S&P Global Market Intelligence.（著作権©2019は、S&Pグローバル・マーケット・インテリジェンスに属します。）情報、データ、格付けを含む資料（"コンテンツ"と総称）を関連当事者より事前の書面による許可なく複製することを禁じます。それらの当事者、関連会社及びサプライヤー（"コンテンツ・プロバイダー"と総称）は、正確性、適正性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、利用の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果について責任を負いません。コンテンツ・プロバイダーは損害、経費、弁護士費用または損失（遺失利益若しくは収益及び機会費用を含みます。）について一切の責任を負いません。コンテンツの一部である特定の投資、証券、格付け、投資に関する観測は投資、証券の購入、保有または売却を勧奨するものでも、適格性を示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。信用格付けは意見の表明であり時事の表明ではありません。

④　信託金の限度額

・1,000億円を限度額として信託金を追加できます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2012年１月13日信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

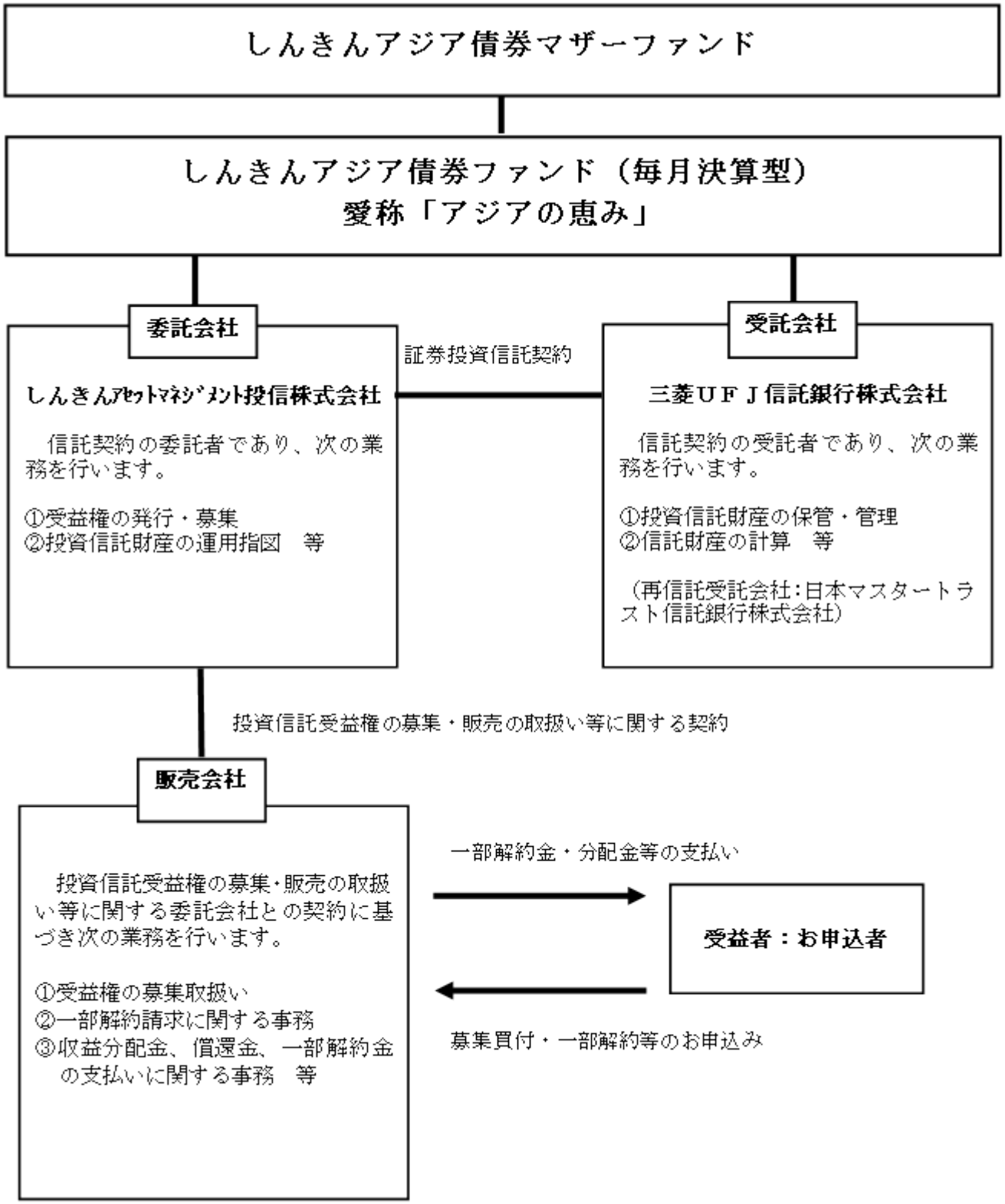

＜委託会社の概況＞(本書提出日現在)

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目８番１号

③ 資本金の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年３月	投資顧問業の登録
1992年３月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年９月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年８月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目３番７号	4,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 投資対象

親投資信託である「しんきんアジア債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

② 投資態度

1）投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。

a. 新興国を含むアジア地域（日本を除く。）の外貨建ソブリン債券および準ソブリン債券への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。

b. ＦＴＳＥアジア国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。

c. 主にアジアの自国通貨建ソブリン債券※1、準ソブリン債券※2に投資するほか、米ドルなどの外国通貨建ソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合もあります。（米ドルなどの外国通貨建債券に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建となるように外国為替予約取引等を行います。）

※１　ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。

※２　準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。

2）マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

3）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4）市場動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

1）特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限ります。）

c. 約束手形

d. 金銭債権

2）次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

②　投資の対象とする有価証券の範囲等

1）委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「しんきんアジア債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
q. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
t. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
u. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、aの証券または証書、lならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびlならびにqの証券または証書のうちaからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mおよびnの証券を以下「投資信託証券」といいます。

2）上記1）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

a. 預金
b. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
c. コール・ローン
d. 手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。

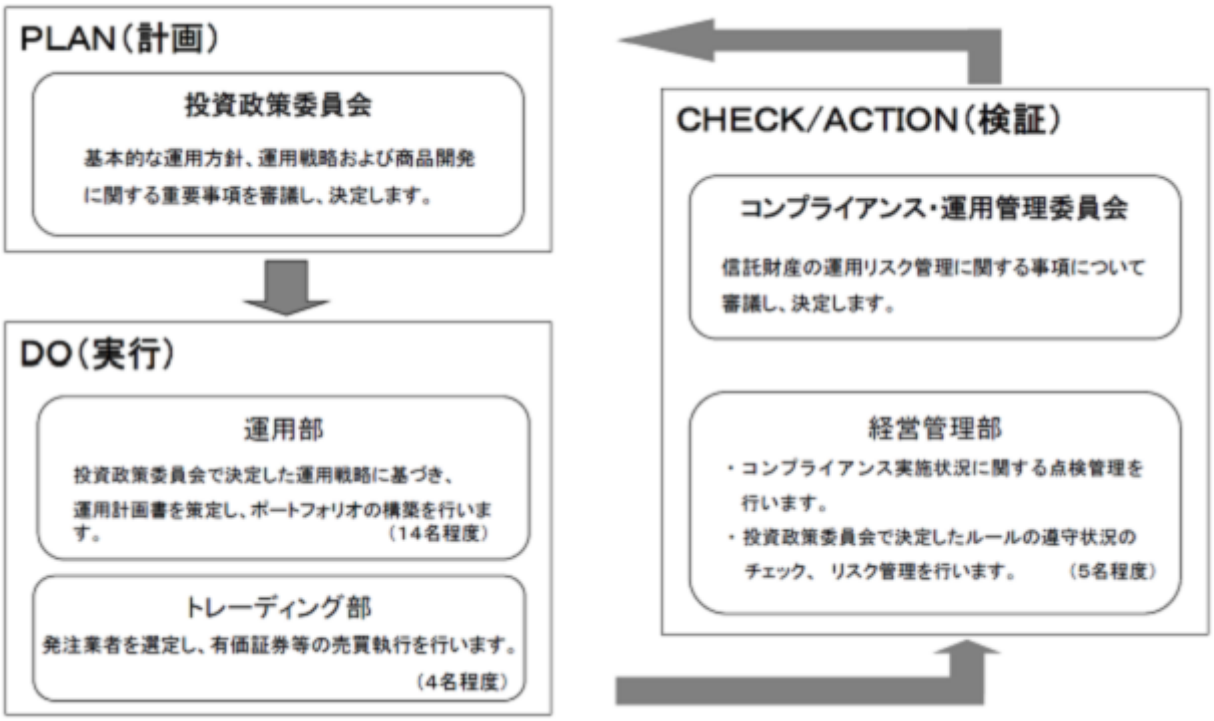

≪投資プロセス≫

① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎月20日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

①　株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

②　同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

③　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④　投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑤　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑥　外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦　信用取引の指図範囲

1）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。

2）前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券

b. 株式分割により取得する株券

c. 有償増資により取得する株券

d. 売出しにより取得する株券

e. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求により取得可能な株券

f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使により取得可能な株券

⑧　先物取引等の運用指図

1）委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

2）委託会社は、我が国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3）委託会社は、我が国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨　スワップ取引の運用指図

1）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取

り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約の指図を行うものとします。

4）前項において親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5）スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩　金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

1）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約の指図を行うものとします。

4）前項において親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額を割合を乗じて得た額をいいます。

5）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

6）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

⑪　信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

⑫　デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬　有価証券の貸付けの指図および範囲

1）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2）前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約の指図を行うものとします。

3）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭　有価証券の借入れ

1）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図を行うものとします。

2）前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3）投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図を行うものとします。

4）1）の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑮　資金の借入れ

1）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2）前項の資金借入額は、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内および、一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内の額とします。

3）借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。

4）1）の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

5）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑯　法令に基づく投資制限

1）同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2）デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞　しんきんアジア債券マザーファンドの概要

（１）投資方針

①　投資対象

アジア各国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

②　投資態度

1）新興国を含むアジア地域（日本を除く。）の外貨建ソブリン債券および準ソブリン債券への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。

2）ＦＴＳＥアジア国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。

3）主にアジアの自国通貨建ソブリン債券※1、準ソブリン債券※2に投資するほか、米ドルなどの外国通貨建ソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合もあります。（米ドルなどの外国通貨建債券に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建となるように外国為替予約取引等を行います。）

※１　ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。

※２　準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。

4）外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。

5）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

6）市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

①　投資の対象とする資産

1）特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a.　有価証券

b.　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第19条から第21条までに定めるものに限ります。）

c.　約束手形

d.　金銭債権

2）次に掲げる特定資産以外の資産

a.　為替手形

②　投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1）株券または新株引受権証書
2）国債証券
3）地方債証券
4）特別の法律により法人の発行する債券
5）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8）協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21）外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形

（３）投資制限
① 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
② 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（４）その他
「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」が、「しんきんアジア債券マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

３【投資リスク】
「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」（愛称：アジアの恵み）は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
（１）基準価額の変動要因
① 金利リスク
金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がりします。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
② 為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。
③ 信用リスク
有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。
④ 流動性リスク
流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。
⑤ カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。特に、新興国に投資する場合、先進国に比べ厳格ではない開示・会計基準または規制慣習等のため、発行体や市場に関する投資判断に際して正確な情報を十分に確保できないことがあります。また、先進国の市場に比べ流動性が低く、市況動向や取引量等の状況によっては、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

（３） リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

※投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近１年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。
※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。
※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2014年２月から2019年１月の５年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。
※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。
※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.7%（税抜2.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。申込手数料は、販売会社にご確認ください。また委託会社においてもご照会いただけます。

③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

⑤ 上記①の申込手数料について、消費税率が10%となった場合は「購入価額に2.75%（税抜2.5%）を上限」となります。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話・ＰＨＳからは　03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞http://www.skam.co.jp

（2）【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額を換金時に信託財産留保額としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（3）【信託報酬等】

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、年率1.35%*（税抜1.25%） ＊消費税率が10%になった場合は、年率1.375%となります。 1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、年率0.45%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、年率0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※委託会社が受け取る信託報酬には、ファンド監査の費用が含まれます。

（４）【その他の手数料等】

① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし、資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし投資信託財産から支払われます。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、投資信託財産から支払われます。

④ 当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

１） 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２） 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３） 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③　個人、法人別の課税上の取扱いについて

1）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となります。

※少額投資非課税制度「愛称:ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2）法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が１万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。

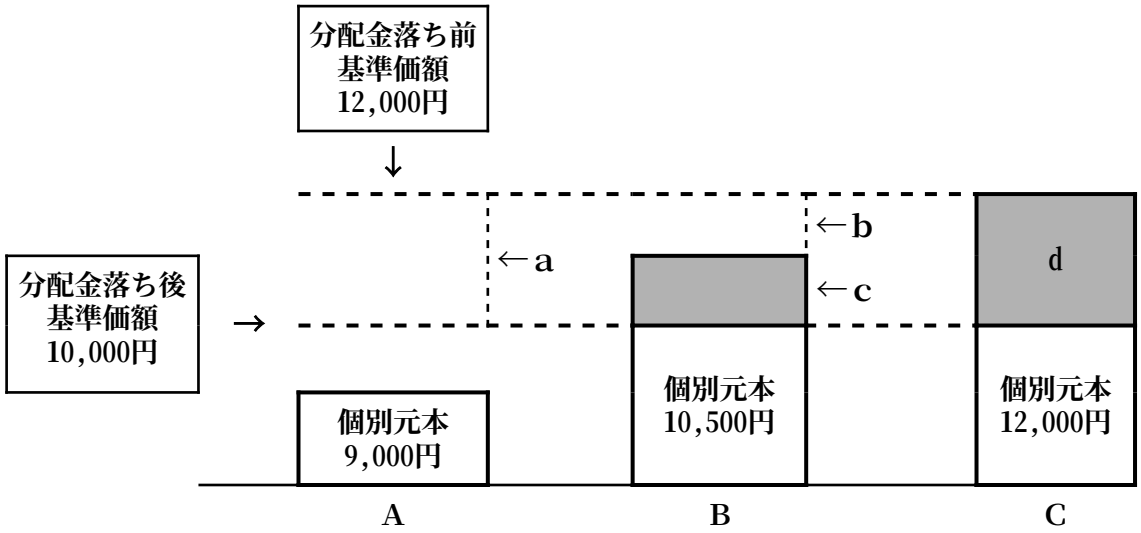

A） 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B） 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているｃの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からｃ「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのｂの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝

10,000円となります。

C） 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、ｄの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下は2019年１月31日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。
※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,606,497,535	99.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		12,092,163	0.46
合計（純資産総額）		2,618,589,698	100.00

（参考）しんきんアジア債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	シンガポール	378,158,017	14.51
国債証券	マレーシア	621,421,366	23.84
国債証券	タイ	382,994,432	14.69
国債証券	フィリピン	395,656,358	15.18
国債証券	インドネシア	760,704,217	29.18
小計		2,538,934,390	97.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		67,563,659	2.59
合計（純資産総額）		2,606,498,049	100.00

(注)現金・預金・その他の資産（負債控除後）には、国・地域の現金・経過利息等が含まれます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄	数量（口数）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	しんきんアジア債券マザーファンド	1,768,675,806	1.4768	2,611,980,430	1.4737	2,606,497,535	99.54

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.54
合計	99.54

業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（参考）しんきんアジア債券マザーファンド

①　投資有価証券の主要銘柄
国債証券（評価額上位銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	マレーシア	国債証券	MGS 4.498 04/15/30	15,500,000	2,668.32	413,590,943	2,715.40	420,888,215	4.498	2030/4/15	16.15
2	インドネシア	国債証券	INDOGB 6.125 05/15/28	55,500,000,000	0.69	383,766,710	0.66	370,556,894	6.125	2028/5/15	14.22
3	インドネシア	国債証券	INDOGB 10.250 07/15/27	23,000,000,000	0.89	205,382,693	0.86	198,282,223	10.25	2027/7/15	7.61
4	タイ	国債証券	THAIGB 3.850 12/12/25	51,000,000	380.19	193,899,345	384.22	195,956,310	3.85	2025/12/12	7.52
5	タイ	国債証券	THAIGB 3.650 12/17/21	51,000,000	368.00	187,684,048	366.74	187,038,122	3.65	2021/12/17	7.18
6	フィリピン	国債証券	RPGB 5.750 11/24/21	79,000,000	210.15	166,023,341	205.75	162,546,330	5.75	2021/11/24	6.24
7	インドネシア	国債証券	INDOGB 7.000 05/15/27	20,000,000,000	0.72	145,734,050	0.71	142,873,808	7	2027/5/15	5.48
8	シンガポール	国債証券	SIGB 2.875 09/01/30	1,650,000	8,366.27	138,043,513	8,569.97	141,404,665	2.875	2030/9/1	5.43
9	シンガポール	国債証券	SIGB 3.125 09/01/22	1,550,000	8,463.79	131,188,750	8,394.33	130,112,234	3.125	2022/9/1	4.99
10	フィリピン	国債証券	RPGB 8.000 07/19/31	53,000,000	230.27	122,048,137	234.95	124,525,891	8	2031/7/19	4.78
11	マレーシア	国債証券	MGS 4.181 07/15/24	4,600,000	2,687.31	123,616,406	2,700.41	124,218,974	4.181	2024/7/15	4.77
12	シンガポール	国債証券	SIGB 3.500 03/01/27	1,200,000	8,801.51	105,618,186	8,886.75	106,641,118	3.5	2027/3/1	4.09
13	マレーシア	国債証券	MGS 3.480 03/15/23	2,900,000	2,620.38	75,991,291	2,631.52	76,314,177	3.48	2023/3/15	2.93
14	フィリピン	国債証券	RPGB 4.125 08/20/24	33,000,000	186.89	61,675,717	187.09	61,740,307	4.125	2024/8/20	2.37
15	インドネシア	国債証券	INDOGB 7.000 05/15/22	6,500,000,000	0.75	49,186,445	0.75	48,991,292	7	2022/5/15	1.88
16	フィリピン	国債証券	RPGB 5.375 03/01/27	24,000,000	193.09	46,343,781	195.18	46,843,830	5.375	2027/3/1	1.80

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（%）
国債証券	97.41
合計	97.41

業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年１月末日、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第１特定期間末　(2012年 7月20日)	538,294,907	540,089,810	10,497	10,532
第２特定期間末　(2013年 1月21日)	748,329,857	751,363,578	12,334	12,384
第３特定期間末　(2013年 7月22日)	1,045,979,279	1,051,071,573	12,324	12,384
第４特定期間末　(2014年 1月20日)	1,083,843,197	1,089,437,919	11,624	11,684
第５特定期間末　(2014年 7月22日)	1,198,427,926	1,204,491,100	11,859	11,919
第６特定期間末　(2015年 1月20日)	1,619,333,419	1,629,467,734	12,783	12,863
第７特定期間末　(2015年 7月21日)	1,954,986,164	1,967,700,240	12,301	12,381
第８特定期間末　(2016年 1月20日)	1,777,703,441	1,791,238,649	10,507	10,587
第９特定期間末　(2016年 7月20日)	1,881,364,246	1,896,077,745	10,229	10,309
第10特定期間末　(2017年 1月20日)	1,869,133,625	1,884,508,824	9,725	9,805
第11特定期間末　(2017年 7月20日)	2,040,563,540	2,057,800,332	9,471	9,551
第12特定期間末　(2018年 1月22日)	2,599,884,918	2,621,941,246	9,430	9,510
第13特定期間末　(2018年 7月20日)	2,596,707,024	2,621,911,456	8,242	8,322
第14特定期間末　(2019年 1月21日)	2,624,339,818	2,644,553,506	7,790	7,850
2018年 1月末日	2,586,220,969	—	9,200	—
2月末日	2,535,009,458	—	8,767	—
3月末日	2,542,435,331	—	8,637	—
4月末日	2,591,473,022	—	8,651	—
5月末日	2,545,694,802	—	8,348	—
6月末日	2,551,259,380	—	8,154	—
7月末日	2,589,197,933	—	8,140	—
8月末日	2,601,095,373	—	8,028	—
9月末日	2,608,305,714	—	7,957	—
10月末日	2,564,156,517	—	7,661	—
11月末日	2,667,509,652	—	7,968	—
12月末日	2,617,690,658	—	7,791	—
2019年 1月末日	2,618,589,698	—	7,771	—

（注）基準価額は受益権１口当たりの純資産額を１万口単位で表示したものです。

②【分配の推移】

計算期間		１万口当たり分配金（円）
第１特定期間	2012年 1月13日～2012年 7月20日	35
第２特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	225

第３特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	330
第４特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	360
第５特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	360
第６特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	480
第７特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	480
第８特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	480
第９特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	480
第10特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	480
第11特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	480
第12特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	480
第13特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	480
第14特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	460

③【収益率の推移】

計算期間		収益率（%）
第１特定期間	2012年 1月13日～2012年 7月20日	5.32
第２特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	19.64
第３特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	2.59
第４特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	△2.76
第５特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	5.12
第６特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	11.84
第７特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	△0.02
第８特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	△10.68
第９特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	1.92
第10特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	△0.23
第11特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	2.32
第12特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	4.64
第13特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	△7.51
第14特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.10

（注）収益率は、各特定期間ごとに特定期間末の基準価額（分配落）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額（分配落）で除したものをパーセント表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第１特定期間	2012年 1月13日～2012年 7月20日	513,427,850	598,136
第２特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	111,716,385	17,801,748
第３特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	271,187,068	29,215,684
第４特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	123,019,690	39,281,597
第５特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	117,457,887	39,382,627
第６特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	344,797,739	88,537,417
第７特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	374,301,062	51,830,892
第８特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	208,261,463	105,620,043
第９特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	213,309,978	66,023,513
第10特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	173,376,102	90,663,572
第11特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	331,030,957	98,331,902
第12特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	739,397,715	136,955,714
第13特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	520,669,019	127,156,059
第14特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	441,158,752	222,764,623

（注）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）運用実績

データは2019年1月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額

基準価額	7,771円
純資産総額	2,619百万円

分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2019年 1月	60円
2018年12月	80円
2018年11月	80円
2018年10月	80円
2018年 9月	80円
直近1年間累計	940円
設定来累計	5,610円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。
※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきんアジア債券マザーファンド	99.54%
2	現金・その他	0.46%

※投資比率は、しんきんアジア債券ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）しんきんアジア債券マザーファンドの国・地域別投資比率

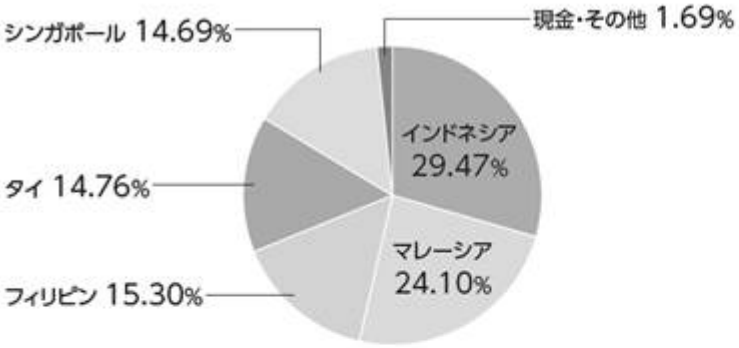

※投資比率は、しんきんアジア債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※しんきんアジア債券マザーファンドの純資産総額は、2,606百万円です。

（参考）しんきんアジア債券マザーファンドの状況

	組入上位10銘柄				
	国名	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	マレーシア	MGS	4.498%	2030/04/15	16.15%
2	インドネシア	INDOGB	6.125%	2028/05/15	14.22%
3	インドネシア	INDOGB	10.250%	2027/07/15	7.61%
4	タイ	THAIGB	3.850%	2025/12/12	7.52%
5	タイ	THAIGB	3.650%	2021/12/17	7.18%
6	フィリピン	RPGB	5.750%	2021/11/24	6.24%
7	インドネシア	INDOGB	7.000%	2027/05/15	5.48%
8	シンガポール	SIGB	2.875%	2030/09/01	5.43%
9	シンガポール	SIGB	3.125%	2022/09/01	4.99%
10	フィリピン	RPGB	8.000%	2031/07/19	4.78%

年間収益率の推移 (期間:2009年～2019年)

※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。
※2012年は1月13日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドの実績収益率を表示しています。
※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

（１）申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。

（２）販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。

（３）申込単位は、販売会社が定める単位です。

（４）申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.7%（税抜2.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。また、収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。（※消費税率が10%になった場合は、上記手数料率の上限が2.75%となります。）

（５）各営業日の午後３時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

（６）韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日のいずれかに該当する日は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。

（７）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。

（８）取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

※ファンドの申込（販売）手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話・ＰＨＳからは　03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞http://www.skam.co.jp

2【換金(解約)手続等】

（1）受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

（2）各営業日の午後３時までに受け付けた換金(解約)の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

（3）受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位をもって一部解約の請求ができます。

（4）受益者が一部解約の請求をするときは、取扱販売会社に対し受益権をもって行うものとします。ただし、韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日のいずれかに該当する日は、受益権の一部解約の申込みを受け付けません。

（5）委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

（6）解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。

（7）換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報」の「4　手数料等及び税金　(5)　課税上の取扱い」をご覧ください。

（8）一部解約金に掛かる収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（9）投資信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(10) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。

(11) 解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目以降から販売会社の営業所等で支払われます。

(12) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(13) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法

・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

② ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

○親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しています。

（参考）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

・原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しています。

・外貨建資産の円換算については、原則として、我が国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(５)その他」の「①ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第１計算期間は、2012年１月13日から2012年７月20日までとします。

② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

① ファンドの繰上償還条項

1）委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が１億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託

を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2）委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3）前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4）2）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

5）2）から4）までの規定は、委託会社が、信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

6）委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8）受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2）委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3）前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4）2）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

5）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

6）2）から5）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7）前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の１か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に１年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤　運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎年１月および７月の計算期間の末日および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

⑥　公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

（１）収益分配金に対する請求権

①　収益分配金は、毎計算期間終了日後１か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後１か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

④ 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２　管理及び運営」の「２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６か月未満であるため、財務諸表は６か月ごとに作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成30年７月21日から平成31年１月21日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成30年７月20日現在)	当期 (平成31年１月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	36,460,789
コール・ローン	38,596,936	―
親投資信託受益証券	2,587,418,236	2,611,980,430
流動資産合計	2,626,015,172	2,648,441,219
資産合計	2,626,015,172	2,648,441,219
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,204,432	20,213,688
未払解約金	1,234,141	804,708
未払受託者報酬	114,777	123,283
未払委託者報酬	2,754,652	2,958,826
未払利息	111	―
その他未払費用	35	896
流動負債合計	29,308,148	24,101,401
負債合計	29,308,148	24,101,401
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 3,150,554,011	※1,※3 3,368,948,140
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △553,846,987	※2 △744,608,322
（分配準備積立金）	74,253	1,859
元本等合計	2,596,707,024	2,624,339,818
純資産合計	2,596,707,024	2,624,339,818
負債純資産合計	2,626,015,172	2,648,441,219

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 （自　平成30年１月23日 至　平成30年７月20日）	当期 （自　平成30年７月21日 至　平成31年１月21日）
営業収益		
有価証券売買等損益	△185,204,492	22,562,194
営業収益合計	△185,204,492	22,562,194
営業費用		
支払利息	15,947	12,106
受託者報酬	680,704	711,694
委託者報酬	16,336,853	17,080,704
その他費用	3,641	6,316
営業費用合計	17,037,145	17,810,820
営業利益又は営業損失（△）	△202,241,637	4,751,374
経常利益又は経常損失（△）	△202,241,637	4,751,374
当期純利益又は当期純損失（△）	△202,241,637	4,751,374
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,202,287	36,248
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△157,156,133	△553,846,987
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,043,071	47,064,419
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,043,071	47,064,419
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,721,242	91,041,733
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,721,242	91,041,733
分配金	※1 143,973,333	※1 151,499,147
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△553,846,987	△744,608,322

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 当特定期間は、当期末が休日のため、平成30年７月21日から平成31年１月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （平成30年７月20日現在）	当期 （平成31年１月21日現在）
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,757,041,051円 期中追加設定元本額 520,669,019円 期中一部解約元本額 127,156,059円	期首元本額 3,150,554,011円 期中追加設定元本額 441,158,752円 期中一部解約元本額 222,764,623円
※２元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は553,846,987円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は744,608,322円であります。
※３特定期間末日における受益権の総数	3,150,554,011口	3,368,948,140口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 （自 平成30年１月23日 至 平成30年７月20日）			当期 （自 平成30年７月21日 至 平成31年１月21日）		
※１　分配金の計算過程			※１　分配金の計算過程		
第68期			第74期		
A	費用控除後の配当等収益額	4,898,519円	A	費用控除後の配当等収益額	6,563,289円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	469,149,968円	C	収益調整金額	414,342,573円
D	分配準備積立金額	197,906円	D	分配準備積立金額	123,507円
E	当ファンドの分配対象収益額	474,246,393円	E	当ファンドの分配対象収益額	421,029,369円
F	当ファンドの期末残存口数	2,849,868,284口	F	当ファンドの期末残存口数	3,193,018,802口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,664円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,318円
H	10,000口当たり分配金額	80円	H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	22,798,946円	I	収益分配金金額	25,544,150円
第69期			第75期		
A	費用控除後の配当等収益額	5,601,193円	A	費用控除後の配当等収益額	6,620,982円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	461,615,014円	C	収益調整金額	400,912,698円
D	分配準備積立金額	280,884円	D	分配準備積立金額	357,711円

E	当ファンドの分配対象収益額	467,497,091円
F	当ファンドの期末残存口数	2,914,979,360口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,603円
H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	23,319,834円

第70期

A	費用控除後の配当等収益額	8,655,398円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	453,386,495円
D	分配準備積立金額	70,208円
E	当ファンドの分配対象収益額	462,112,101円
F	当ファンドの期末残存口数	2,974,981,063口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,553円
H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	23,799,848円

第71期

A	費用控除後の配当等収益額	6,545,385円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	445,162,041円
D	分配準備積立金額	133,441円
E	当ファンドの分配対象収益額	451,840,867円
F	当ファンドの期末残存口数	3,021,248,002口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,495円
H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	24,169,984円

第72期

A	費用控除後の配当等収益額	6,255,925円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	436,493,334円
D	分配準備積立金額	371,671円
E	当ファンドの分配対象収益額	443,120,930円
F	当ファンドの期末残存口数	3,085,036,148口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,436円
H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	24,680,289円

第73期

A	費用控除後の配当等収益額	6,511,186円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	427,305,415円
E	当ファンドの分配対象収益額	407,891,391円
F	当ファンドの期末残存口数	3,238,411,975口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,259円
H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	25,907,295円

第76期

A	費用控除後の配当等収益額	6,996,449円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	392,177,372円
D	分配準備積立金額	210,854円
E	当ファンドの分配対象収益額	399,384,675円
F	当ファンドの期末残存口数	3,324,557,732口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,201円
H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	26,596,461円

第77期

A	費用控除後の配当等収益額	8,881,392円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	372,250,116円
D	分配準備積立金額	231,913円
E	当ファンドの分配対象収益額	381,363,421円
F	当ファンドの期末残存口数	3,321,309,653口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,148円
H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	26,570,477円

第78期

A	費用控除後の配当等収益額	8,466,679円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	356,042,486円
D	分配準備積立金額	145,452円
E	当ファンドの分配対象収益額	364,654,617円
F	当ファンドの期末残存口数	3,333,384,550口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,093円
H	10,000口当たり分配金額	80円
I	収益分配金金額	26,667,076円

第79期

A	費用控除後の配当等収益額	7,442,257円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	341,386,246円

D	分配準備積立金額	179,230円	D	分配準備積立金額	308,182円
E	当ファンドの分配対象収益額	433,995,831円	E	当ファンドの分配対象収益額	349,136,685円
F	当ファンドの期末残存口数	3,150,554,011口	F	当ファンドの期末残存口数	3,368,948,140口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,377円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,036円
H	10,000口当たり分配金額	80円	H	10,000口当たり分配金額	60円
I	収益分配金金額	25,204,432円	I	収益分配金金額	20,213,688円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 平成30年１月23日 至 平成30年７月20日）	当期 （自 平成30年７月21日 至 平成31年１月21日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 （平成30年７月20日現在）	当期 （平成31年１月21日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

２．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 同左 (２)デリバティブ取引 同左 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 （平成30年７月20日現在）	当期 （平成31年１月21日現在）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,493,346円	11,319,524円
合計	3,493,346円	11,319,524円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 （平成30年７月20日現在）	当期 （平成31年１月21日現在）
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 平成30年１月23日 至 平成30年７月20日）	当期 （自 平成30年７月21日 至 平成31年１月21日）
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

前期 （平成30年７月20日現在）	当期 （平成31年１月21日現在）
１口当たり純資産額　0.8242円 （１万口当たり純資産額　8,242円）	１口当たり純資産額　0.7790円 （１万口当たり純資産額　7,790円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんアジア債券マザーファンド	1,768,675,806	2,611,980,430	
親投資信託受益証券　合計		1,768,675,806	2,611,980,430	
合計		1,768,675,806	2,611,980,430	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきんアジア債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんアジア債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんアジア債券マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		平成30年７月20日現在	平成31年１月21日現在
科目	注記番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		61,152,267	35,065,769
金銭信託		—	5,630,744
コール・ローン		11,809,600	—
国債証券		2,494,666,334	2,547,224,115
派生商品評価勘定		3,359	—
未収利息		19,198,017	24,021,126
前払費用		577,474	—
流動資産合計		2,587,407,051	2,611,941,754
資産合計		2,587,407,051	2,611,941,754
負債の部			
流動負債			
未払利息		34	—
その他未払費用		13	163
流動負債合計		47	163
負債合計		47	163
純資産の部			
元本等			
元本	※１,※２	1,767,845,201	1,768,675,806
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		819,561,803	843,265,785
元本等合計		2,587,407,004	2,611,941,591
純資産合計		2,587,407,004	2,611,941,591
負債純資産合計		2,587,407,051	2,611,941,754

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	平成30年７月20日現在	平成31年１月21日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,643,456,798円 期中追加設定元本額 124,388,403円 期中一部解約元本額 0円	期首元本額 1,767,845,201円 期中追加設定元本額 55,205,399円 期中一部解約元本額 54,374,794円
元本の内訳	しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型） 1,767,845,201円 合計　1,767,845,201円	しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型） 1,768,675,806円 合計　1,768,675,806円
※２本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	1,767,845,201口	1,768,675,806口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年１月23日 至 平成30年７月20日	自 平成30年７月21日 至 平成31年１月21日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	平成30年７月20日現在	平成31年１月21日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(１)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (２)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 同左 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	平成30年７月20日現在	平成31年１月21日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△96,327,982円	△10,416,169円
合計	△96,327,982円	△10,416,169円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（通貨関連）

平成30年７月20日現在					
区分	種類	契約額（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,561,600	―	3,564,959	3,359
	米ドル	3,561,600	―	3,564,959	3,359
	売建	3,561,600	―	3,561,600	0
	フィリピンペソ	3,561,600	―	3,561,600	0
合計		7,123,200	―	7,126,559	3,359

平成31年１月21日現在
該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

１．本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．同特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成30年１月23日 至 平成30年７月20日	自 平成30年７月21日 至 平成31年１月21日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

平成30年７月20日現在	平成31年１月21日現在
１口当たり純資産額　1.4636円 （１万口当たり純資産額　14,636円）	１口当たり純資産額　1.4768円 （１万口当たり純資産額　14,768円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	シンガポールドル	SIGB 2.875 09/01/30	1,650,000.00	1,752,793.35	
国債証券	シンガポールドル	SIGB 3.125 09/01/22	1,550,000.00	1,613,218.30	
国債証券	シンガポールドル	SIGB 3.500 03/01/27	1,200,000.00	1,324,688.40	
シンガポールドル　小計			4,400,000.00	4,690,700.05 (378,680,215)	
国債証券	マレーシアリンギット	MGS 3.480 03/15/23	2,900,000.00	2,869,631.20	
国債証券	マレーシアリンギット	MGS 4.181 07/15/24	4,600,000.00	4,670,389.20	
国債証券	マレーシアリンギット	MGS 4.498 04/15/30	15,500,000.00	15,788,377.50	
マレーシアリンギット　小計			23,000,000.00	23,328,397.90 (622,168,371)	
国債証券	タイバーツ	THAIGB 3.650 12/17/21	51,000,000.00	53,666,076.00	
国債証券	タイバーツ	THAIGB 3.850 12/12/25	51,000,000.00	55,983,057.00	
タイバーツ　小計			102,000,000.00	109,649,133.00 (378,289,508)	
国債証券	フィリピンペソ	RPGB 4.125 08/20/24	33,000,000.00	29,694,621.00	
国債証券	フィリピンペソ	RPGB 5.375 03/01/27	24,000,000.00	22,541,664.00	
国債証券	フィリピンペソ	RPGB 5.750 11/24/21	79,000,000.00	78,118,281.00	
国債証券	フィリピンペソ	RPGB 8.000 07/19/31	53,000,000.00	60,011,423.00	
フィリピンペソ　小計			189,000,000.00	190,365,989.00 (397,864,917)	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 10.250 07/15/27	23,000,000,000.00	25,794,592,000.00	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 6.125 05/15/28	55,500,000,000.00	48,040,633,500.00	
国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 7.000 05/15/22	6,500,000,000.00	6,348,810,000.00	

国債証券	インドネシアルピア	INDOGB 7.000 05/15/27	20,000,000,000.00	18,562,260,000.00	
インドネシアルピア　小計			105,000,000,000.00	98,746,295,500.00 (770,221,104)	
国債証券　合計				2,547,224,115 (2,547,224,115)	
合計				2,547,224,115 (2,547,224,115)	

注１　通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
注２　合計欄の（　）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。
注３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
シンガポールドル	国債証券３銘柄	100.0%	14.9%
マレーシアリンギット	国債証券３銘柄	100.0%	24.4%
タイバーツ	国債証券２銘柄	100.0%	14.9%
フィリピンペソ	国債証券４銘柄	100.0%	15.6%
インドネシアルピア	国債証券４銘柄	100.0%	30.2%

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2019年１月31日現在)
しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）

Ⅰ 資産総額	2,634,030,719 円
Ⅱ 負債総額	15,441,021 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,618,589,698 円
Ⅳ 発行済数量	3,369,811,914 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7771 円

（参考）しんきんアジア債券マザーファンド

Ⅰ 資産総額	2,606,498,338 円
Ⅱ 負債総額	289 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,606,498,049 円
Ⅳ 発行済数量	1,768,675,806 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4737 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１） 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

（２） 受益者名簿
該当事項はありません。

（３） 受益者に対する特典
該当事項はありません。

（４） 受益権の譲渡
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５） 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６） 受益権の再分割

委託会社は、受託者と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７） 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８） 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数　　16,000株

発行済株式総数　　4,000株

最近５年間における主な資本の額の増減はありません。

（２）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長１名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

①　商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

②　運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前１か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③　コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2019年１月31日現在、以下のとおりです。
（親投資信託を除きます。）

(単位：百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	66	873,673
単位型公社債投資信託	4	14,964
単位型株式投資信託	32	99,930
合計	102	988,569

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
　中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．　財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。
　なお、EY新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

1　財務諸表

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成29年3月31日現在）		当事業年度 （平成30年3月31日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（資産の部）		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		3,532,999		4,235,835
前払費用			18,138		15,065
未収委託者報酬			433,530		496,814
未収運用受託報酬	*2		16,941		21,912
未収収益			38		49
繰延税金資産			33,208		35,068
その他の流動資産			466		466
流動資産計			4,035,324		4,805,211
固定資産					
有形固定資産	*1		82,688		94,224
建物		58,375		73,046	
器具備品		24,313		21,178	
無形固定資産			70,236		44,161
ソフトウェア		68,785		42,657	
電話加入権		959		959	
その他		491		543	
投資その他の資産			2,968		2,489
長期前払費用		2,968		2,489	
固定資産計			155,893		140,875
資産合計			4,191,217		4,946,087

		前事業年度 （平成29年3月31日現在）		当事業年度 （平成30年3月31日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（負債の部）		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			331,493		347,332
未払手数料	*2	261,115		302,565	
その他未払金		70,378		44,767	
未払法人税等			196,373		189,582
未払消費税等			43,152		30,210
未払事業所税			1,878		1,946
賞与引当金			68,577		70,520
その他の流動負債			2,750		3,302
流動負債計			644,226		642,896
固定負債					
退職給付引当金			100,631		103,292
役員退職慰労引当金			15,848		11,768
固定負債計			116,480		115,061
負債合計			760,707		757,957
（純資産の部）		千円	千円	千円	千円
株主資本			3,430,510		4,188,129
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,230,510		3,988,129
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,228,510		3,986,129	
別途積立金		2,350,000		3,080,000	
繰越利益剰余金		878,510		906,129	
純資産合計			3,430,510		4,188,129
負債・純資産合計			4,191,217		4,946,087

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自　平成28年4月 1日 至　平成29年3月31日		当事業年度 自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			4,604,878		4,886,524
運用受託報酬	*1		212,214		189,616
営業収益計			4,817,093		5,076,140
営業費用					
支払手数料	*1		2,289,896		2,401,911
広告宣伝費			24,734		30,312
調査費			442,132		511,262
調査研究費		327,321		350,062	
委託調査費		114,810		161,199	
営業雑経費			60,001		65,254
印刷費		53,360		57,929	
郵便料		150		195	
電信電話料		2,244		2,321	
協会費		4,245		4,808	
営業費用計			2,816,764		3,008,740
一般管理費					
給料			534,172		553,435
役員報酬		41,999		41,999	
給料・手当		346,443		366,711	
賞与		63,219		64,202	
法定福利費		68,520		72,291	
福利厚生費		3,996		4,086	
その他給料		9,992		4,142	
賞与引当金繰入			68,374		70,520
退職給付費用			56,254		58,150
役員退職慰労引当金繰入			8,678		5,580
交際費			4,321		4,202
旅費交通費			8,823		7,630
租税公課			22,779		23,615
不動産賃借料			62,760		62,842
固定資産減価償却費			48,587		45,198
諸経費			126,388		139,011
一般管理費計			941,140		970,187
営業利益			1,059,187		1,097,212
営業外収益					
受取利息	*1		162		127
その他営業外収益			219		300
営業外収益計			381		428
営業外費用					
雑損失			157		401
その他営業外費用			—		39
営業外費用計			157		440

経常利益			**1,059,411**		**1,097,199**

		前事業年度 自　平成28年4月 1日 至　平成29年3月31日		当事業年度 自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,059,411		1,097,199
法人税、住民税および事業税			325,199		341,439
法人税等調整額			3,131		△1,859
当期純利益			731,081		757,619

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	1,800,000	697,429	2,499,429	2,699,429	2,699,429
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	550,000	△550,000	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	731,081	731,081	731,081	731,081
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	550,000	181,081	731,081	731,081	731,081
当期末残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510	3,430,510

当事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510	3,430,510
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	730,000	△730,000	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	757,619	757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	730,000	27,619	757,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129	4,188,129

重要な会計方針

	当事業年度 自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日
1.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建　　物　　3年 ～　50年 器具備品　　3年 ～　20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
2.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

＊1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
建　　物	57,590千円	64,186千円
器具備品	31,583千円	37,859千円

＊2　関係会社項目
関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
普通預金	2,397,290千円	3,142,308千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	－千円	5,559千円
未払手数料	133,205千円	142,775千円

(損益計算書関係)

＊1　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
運用受託報酬	146,598千円	160,021千円
受取利息	160千円	126千円
支払手数料	1,873,505千円	1,926,104千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

１．　発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

当事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

１．　発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	3,532,999	3,532,999	―
(2)未収委託者報酬	433,530	433,530	―
(3)未収運用受託報酬	16,941	16,941	―
資産計	3,983,471	3,983,471	―
(4)未払手数料	261,115	261,115	―
(5)その他未払金	70,378	70,378	―
(6)未払法人税等	196,373	196,373	―
(7)未払消費税等	43,152	43,152	―
(8)未払事業所税	1,878	1,878	―
負債計	572,898	572,898	―

(注1)　金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)　金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
(1)預金	3,532,907	3,532,907	―
(2)未収委託者報酬	433,530	433,530	―
(3)未収運用受託報酬	16,941	16,941	―
合計	3,983,380	3,983,380	―

当事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	―
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	―
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	―
資産計	4,754,562	4,754,562	―
(4)未払手数料	302,565	302,565	―
(5)その他未払金	44,767	44,767	―
(6)未払法人税等	189,582	189,582	―
(7)未払消費税等	30,210	30,210	―
(8)未払事業所税	1,946	1,946	―
負債計	569,072	569,072	―

(注1)　金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)　金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	―
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	―
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	―
合計	4,754,257	4,754,257	―

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	90,618	100,631
退職給付費用	12,169	12,149
退職給付の支払額	△2,156	△9,488
制度への拠出額	―	―
退職給付引当金の期末残高	100,631	103,292

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	100,631	103,292
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,631	103,292
退職給付引当金	100,631	103,292

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,631	103,292

（３）退職給付費用

	前事業年度 自　平成28年4月 1日 至　平成29年3月31日	当事業年度 自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 12,169	千円 12,149

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度35,424千円、当事業年度　37,464千円であります。

	前事業年度 自　平成28年4月 1日 至　平成29年3月31日	当事業年度 自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日
(１)　直近の積立状況に関する事項	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,605,568,222	1,634,392,721
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,782,403,243	1,793,308,599
差引額	△176,835,020	△158,915,877
(２)　掛金に占める当社の拠出割合	(平成28年3月分)	(平成29年3月分)
	0.0560%	0.0582%
(３)　補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高229,190,073千円および年金財政計算上の別途積立金52,355,052千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,162	21,593
役員退職慰労引当金	4,890	3,603
退職給付引当金繰入限度超過額	31,054	31,628
未払事業税	8,425	9,726
未払事業所税	579	595
その他	3,040	3,152
繰延税金資産　小計	69,154	70,299
評価性引当額	△35,945	△35,231
繰延税金資産　合計	33,208	35,068
繰延税金資産の純額	33,208	35,068
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産―繰延税金資産	33,208	35,068

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	146,598

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	146,598千円	未払手数料	133,205千円
								投資信託の代行手数料	1,873,505千円	―	―
								事務所賃借料	49,958千円	―	―
								出向者人件費	150,768千円	―	―

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	389,128千円	未払手数料	73,862千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	160,021千円	未払手数料	142,775千円
								投資信託の代行手数料	1,926,104千円		
								事務所賃借料	49,958千円	―	―
								出向者人件費	144,916千円	―	―

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	442,952千円	未払手数料	92,165千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自　平成28年4月 1日 至　平成29年3月31日	当事業年度 自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日
１株当たり純資産額	857,627円65銭	1,047,032円43銭
１株当たり当期純利益金額	182,770円28銭	189,404円77銭

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　平成28年4月 1日 至　平成29年3月31日	当事業年度 自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日
当期純利益金額	731,081千円	757,619千円
普通株主に帰属しない金額	―千円	―千円
普通株式に係る当期純利益金額	731,081千円	757,619千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2　中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成30年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		4,741,056
前払費用		28,131
未収委託者報酬		505,474
未収運用受託報酬		14,892
未収収益		49
その他の流動資産		662
流動資産計		5,290,266
固定資産		
有形固定資産　＊1		92,779
建物	69,793	
器具備品	22,985	
無形固定資産		35,467
ソフトウェア	34,018	
電話加入権	959	
その他	489	
投資その他の資産		33,932
繰延税金資産	31,580	
長期前払費用	2,352	
固定資産計		162,179
資産合計		5,452,446

当中間会計期間末 平成30年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
（負債の部）		
流動負債		
未払金		369,245
未払手数料	317,874	
その他未払金	51,371	
未払法人税等		188,036
未払消費税等　＊２		31,462
未払事業所税		1,012
前受収益		86,672
賞与引当金		61,222
その他の流動負債		3,543
流動負債計		741,195
固定負債		
退職給付引当金		102,378
役員退職慰労引当金		16,112
固定負債計		118,490
負債合計		859,685
（純資産の部）		
株主資本		4,592,760
資本金		200,000
利益剰余金		4,392,760
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	4,390,760	
別途積立金	3,830,000	
繰越利益剰余金	560,760	
純資産合計		4,592,760
負債・純資産合計		5,452,446

（２）中間損益計算書

当中間会計期間 自　平成30年4月 1日 至　平成30年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,563,231
運用受託報酬		99,672
営業収益計		2,662,903
営業費用		
支払手数料		1,262,030
広告宣伝費		7,746
調査費		277,688
調査研究費	183,540	
委託調査費	94,147	
営業雑経費		30,952
印刷費	27,261	
郵便料	21	
電信電話料	1,224	
協会費	2,445	
営業費用計		1,578,417
一般管理費		
給料		259,126
役員報酬	20,846	
給料・手当	192,518	
賞与	2,467	
法定福利費	39,609	
福利厚生費	2,036	
その他給料	1,647	
賞与引当金繰入		61,222
退職給付費用		34,138
役員退職慰労引当金繰入		4,343
交際費		1,328
旅費交通費		4,728
租税公課		12,984
不動産賃借料		31,485
固定資産減価償却費 ＊１		17,279
諸経費		72,666
一般管理費計		499,303
営業利益		585,183
営業外収益		
受取利息		67
その他営業外収益		280
営業外収益計		347

営業外費用		
雑損失		181
営業外費用計		181
経常利益		585,349

当中間会計期間 自　平成30年4月 1日 至　平成30年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
税引前中間純利益		585,349
法人税、住民税および事業税		177,231
法人税等調整額		3,487
中間純利益		404,630

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129	4,188,129
当中間期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	750,000	△750,000	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	404,630	404,630	404,630	404,630
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	750,000	△345,369	404,630	404,630	404,630
当中間期末残高	200,000	2,000	3,830,000	560,760	4,392,760	4,592,760	4,592,760

重要な会計方針

項　　目	当中間会計期間 自　平成30年4月 1日 至　平成30年9月30日
1.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。 建　　物　　3年～50年 器具備品　　3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
2.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
3.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項　　目	当中間会計期間末 平成30年9月30日
＊１　有形固定資産の減価償却累計額	建物　67,439千円 器具備品　38,514千円
＊２　消費税等の取扱い	仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項　　目	当中間会計期間 自　平成30年4月 1日 至　平成30年9月30日
＊１　減価償却実施額	有形固定資産　7,182千円 無形固定資産　10,096千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,741,056	4,741,056	―
(2)未収委託者報酬	505,474	505,474	―
(3)未収運用受託報酬	14,892	14,892	―
資産計	5,261,422	5,261,422	―
(4)未払手数料	317,874	317,874	―
(5)その他未払金	51,371	51,371	―
(6)未払法人税等	188,036	188,036	―
(7)未払消費税等	31,462	31,462	―
(8)未払事業所税	1,012	1,012	―
負債計	589,756	589,756	―

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自　平成30年4月1日　至　平成30年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	85,883

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 自　平成30年4月 1日 至　平成30年9月30日	
１株当たり純資産額	1,148,190円04銭
１株当たり中間純利益	101,157円61銭

潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)算定上の基礎

１株当たり中間純利益

中間純利益	404,630千円
普通株主に帰属しない金額	― 千円
普通株式に係る中間純利益	404,630千円
期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1） 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)(５)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4） 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5） 上記(１)から(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1） 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（2） 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

１－（１）名称

信金中央金庫（指定登録金融機関）（販売会社）

（２）資本の額

690,998百万円（平成30年３月末現在）

（３）事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

２－（１）名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社(受託会社)

（２）資本の額　324,279百万円（平成30年３月末現在）

（３）事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額　10,000百万円（平成30年３月末現在）

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）　信金中央金庫（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

（２）　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

３【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第３【その他】

１　目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

（１）　使用開始日を記載します。

（２）　当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。

（３）　ファンドの形態等を記載することがあります。

（４）　「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

（５）　販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。

（６）　委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。

（７）　受託会社の名称を記載することがあります。

（８）　目論見書の表紙に図案を採用することがあります。

（９）　請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）

(10)　金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。

(11)　金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）

(12)　当ファンドの手続・手数料等の概要を記載することがあります。

(13)　当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

２　目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

（１）　当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。

（２）　当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。

（３）　当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。

（４）　請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）

（５）　当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。

（６）　委託会社の情報

（７）　当ファンドについて略称を用いることがある旨。

３　本有価証券届出書の本文「第一部　証券情報」および「第二部　ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

４　請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

５　目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成３０年６月５日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　南　波　秀　哉　　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小松﨑　　謙　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第２８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成３０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成31年２月20日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）の平成30年７月21日から平成31年１月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）の平成31年１月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成３０年１２月１４日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　南波　秀哉　　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小松﨑　謙　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの第２９期事業年度の中間会計期間（平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成３０年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。